

## 滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正理由

国税通則法（昭和37年法律第66号）の一部改正により、国税に関する処分について行政手続法の適用除外の規定が改められたことに伴い、納税者の権利保護に資するため、本県においてもこれに準じて、県税の処分に係る行政手続条例の適用除外の規定について改めることとするため、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 県税に関する条例または規則に基づき行う賦課決定等の不利益処分または減免等の申請を拒否する処分について、処分理由を示すこととします。（第16条関係）
  
- (2) この条例は公布の日から施行することとします。

滋賀県税条例新旧対照表

旧	新
<p>(行政手続条例の適用除外)</p> <p>第16条 滋賀県行政手続条例(平成7年滋賀県条例第40号)第3条に定めるもののほか、県税に関する条例または規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、滋賀県行政手続条例第2章および第3章の規定は、適用しない。</p>	<p>(行政手続条例の適用除外)</p> <p>第16条 滋賀県行政手続条例(平成7年滋賀県条例第40号)第3条に定めるもののほか、県税に関する条例または規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、滋賀県行政手続条例第2章(第7条を除く。)および第3章(第13条を除く。)の規定は、適用しない。</p>